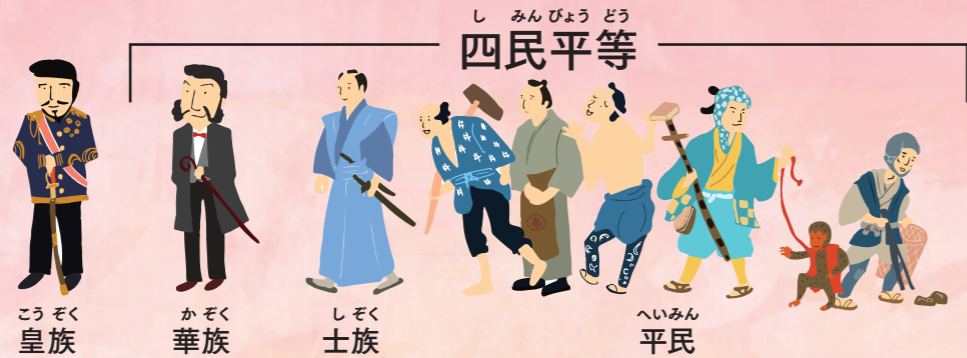


近代 (明治時代)

1869年、封建的身分制度が廃止され、旧百姓・町人身分は平民とされ、華族・士族との結婚や移住・職業選択の自由が認められました。被差別身分についても、1871年太政官布告(「解放令」)によって、呼称は制度上廃止され、身分・職業ともに平民と同様とされました。



しかし

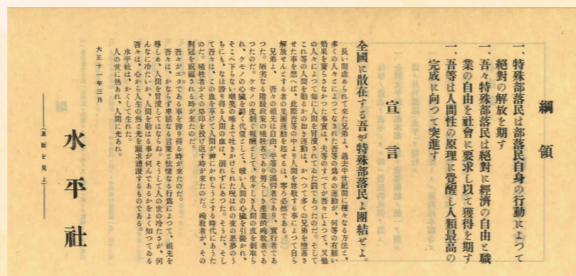
法律・制度上では平等になりましたが、国民への啓発は行われず、民衆の差別意識は変わりませんでした。それどころか、全国各地で解放令反対一揆が起こったり、それまで差別された人々が担っていた仕事が奪われたりする結果となりました。

近代 (大正時代)

1922年3月3日、被差別部落の解放をめざした最初の自主的な組織である全国水平社の創立大会が京都の岡崎公会堂で開かれました。水平社宣言はすべての人間の解放をめざすことを明らかにした、日本で最初の人権宣言ともいわれています。



【当時の岡崎公会堂】(水平社博物館所蔵)

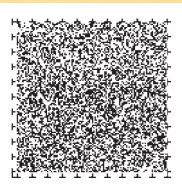


【水平社宣言レプリカ】(制作:水平社博物館)

全国水平社創立
1922年3月3日

全九州水平社創立 1923年 5月 1日
全筑後水平社創立 1923年 12月 23日

瞬く間に全国に広がっていく



現代(昭和時代～)

日本国憲法の施行 (1947年5月)

第14条【基本的人権の尊重】

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は、門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。

社会的身分とは…

英語で作られた日本国憲法の原文では【social status】とあり、直訳すると〈社会的地位〉となるが、身分による差別があったことを示すためにも、〈社会的身分〉と訳された。自分の力ではどうすることもできないもの。被差別部落出身ということ等が含まれる。

同和対策審議会答申 (1965年)

同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。



わたくし自身、私自身の課題と
なっている
だろうか？

～全筑後水平社創立100周年を迎えて～
1922年3月3日、京都の岡崎公会堂にて、全国水平社の創立大会が開かれました。その後、水平社は、燎原の火のごとく全国各地に広まり、結成されていきました。1923年5月1日、福岡市東公園博多座にて全九州水平社が創立され、この久留米の地でも、1923年12月23日、恵比須座で全筑後水平社が結成されました。

全筑後水平社創立大会は、被差別部落の人たちだけでなく、これまでの世の中の矛盾に対しておかしいと感じていた被差別部落外の人たちの支援もあり、開催されました。差別をなくす同じ仲間として、共に行動していくことは、現在の人権のまちづくりにつながっています。

【紙芝居】
「燃え上がる炎～全筑後水平社結成大会に参加して～」より

